

「歩きタバコ（歩行喫煙）をなくす」対策に関する新宿区方式の提案

2004年7月15日

早稲田大学法学部

行政法（首藤）ゼミ

（１）歩行喫煙に対して過料を科す条例を制定する場合には、時限条例にする。

（理由） タバコの喫煙は常習性のものであるから、一定期間を過料の対象として重点的・集中的な取り組みすることで、歩きタバコをなくす効果が生じる。最初の過料設定期間を「第一次歩行喫煙禁止運動」と位置づけ、これを何回か繰り返すことも想定。

時限条例とすることで、過料を科す新宿区の担当職員が見通しをもって取り組むことができ、心理的負担も軽減される。

短期集中ということで、大胆な財政支出が可能になる。

（２）小・中・高の生徒に対する「歩きタバコ」についての教育の積極化

（理由） ガムや空き缶等のポイ捨て、さらにはタバコのポイ捨てについては、それがマナーに反することは浸透している。しかし、歩行喫煙については、喫煙しない小・中・高の生徒にとってマナー違反との意識が希薄なのではないか。

歩きタバコがマナー違反ということが子供に浸透すれば、周囲の喫煙者に影響を与えるであろうし、成人したのちにもマナー違反の意識が確立していると思われる。

（３）歩行喫煙なくす対策は、地域住民、地域商店会、地域推進団体の行動が前提

（理由） 条例中に過料規定をもっている自治体でも、もっていない自治体も、歩行喫煙（その延長線にあるポイ捨て）の減少に成功している地区は、地域住民等の積極的参加がある地域である。

自治体の公務員まかせでは、歩行喫煙対策は成功しない。

歩行喫煙に対して過料を科す条例を制定する場合にも、「原則として」地域住民等の積極的な協力が期待できる地区を、歩行喫煙禁止区域に指定する（場合によっては、一定の地域団体からの協力を前提とした申請をまって、その申請の地区を決定する）ことも考えられる。

（４）ポイ捨てをなくすキャンペーンを、JT、ガム製造事業団体、飲料販売事業団体の3事業団体が合同で設立した団体に担当させる

（理由） 空き缶やガムのポイ捨ての被害も大きい（とくにポイ捨てされたガムについては、回収しても痕跡が残るなど、被害は小さくない）。

JTを孤立させないほうが、キャンペーンが積極化する可能性がある。

（５）歩行喫煙者に注意・指導をする権限を持つ登録制の推進委員制度をつくる

（理由） 住民が歩行喫煙者に注意をすると、「あなたに、注意をする権限があるのか」という暴言が返ってくることもある。このような場合、強制力はないとしても指導権限があると答えられる制度を作り、歩行喫煙をなくしたいと考えている住民を援助する。